

蚕糸絹業提携確立技術・経営コンクール審査要領

平25第50号

平成25年5月30日

改正 令和2年10月5日

一般財団法人大日本蚕糸会

- 1 審査は、蚕糸絹業提携確立技術・経営コンクール実施要領の趣旨に基づき、国産の繭、生糸、真綿等の特長を生かした多様な純国産絹製品等の開発・生産・販売活動の状況、提携グループ等の運営状況、消費者に評価される純国産絹製品の基となる、高品質、あるいは特長のある生糸、真綿等の生産に繋がる繭生産活動等、新しい養蚕技術等について行う。
- 2 一般財団法人大日本蚕糸会会頭（以下「会頭」という。）は、蚕糸絹業提携確立技術・経営コンクール審査会（以下「審査会」という。）を設置し、審査長及び審査員を委嘱する。
- 3 審査会は、会頭が招集する。
- 4 審査長は、審査を統括し審査会を代表する。
- 5 審査分担は、審査長が審査員に諮って定める。
- 6 審査に当たっては、
 - (1)「国産の繭、生糸、真綿等の特長を生かした多様な純国産絹製品等の開発・生産・販売活動の状況、提携グループ等の運営状況」は、蚕糸絹業に携わるそれぞれの分野の関係者が綿密に提携した活動を行っている、提携グループの構成員それぞれが高度な技術を発揮して、消費者に買っていただけるような純国産絹製品等を生産・販売している、活動の利益が当該提携グループの各関係者に適切にフィードバックされている等、適切な運営が行われている提携グループ等であること
 - (2)「消費者に評価される純国産絹製品等の基となる、高品質、あるいは特長のある生糸、真綿等の生産に繋がる繭生産活動等」については、特長ある形質を有する原料繭（特に、優れた高品質繭、特殊蚕品種の繭等）を、技術・経営を駆使して生産しているほか、以下のような構成農家等であること
 - ① 従来の養蚕技術・経営を駆使し、新たな技術を導入して生産している構成農家等であること
 - ② 養蚕を通して福祉等の地域社会活動に貢献している構成農家等であることに留意して審査する。
- 7 審査関係者は、審査成績が公表されるまで審査に関する事項について、部外に公表してはならない。
- 8 参加者は、審査の結果に対して質問及び異議を申し立てることはできない。
- 9 この要領に定めるもののほか、審査に必要な事項は別に定める。